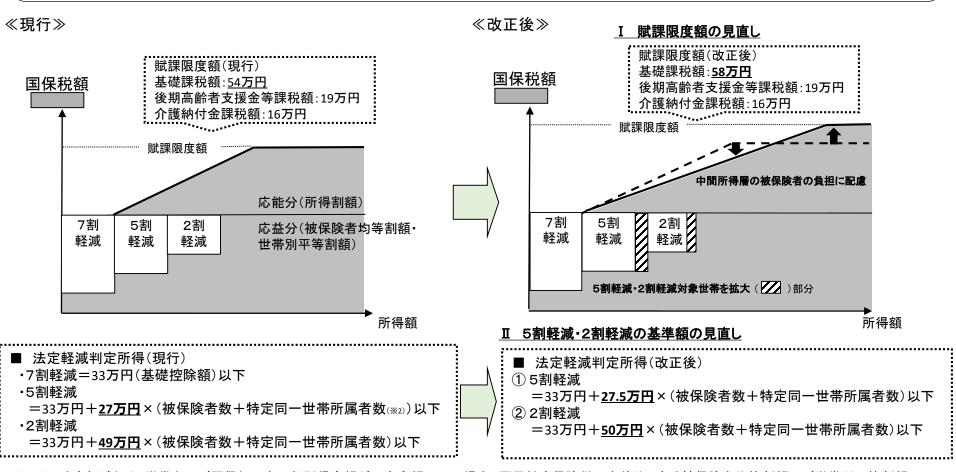
- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行の「54万円」から「58万円」に引き上げる。
- Ⅱ 国民健康保険税の法定軽減(※1)について、
- ① 5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「27万円」から「27.5万円」に引き上げる。
- ② 2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行の「49万円」から「50万円」に引き上げる。

※地方税法施行令の一部改正(予定)



- (※1) 法定軽減とは、世帯主及び国保加入者の総所得金額が一定金額以下の場合、国民健康保険税の応益分である被保険者均等割額及び世帯別平等割額 を7割・5割・2割軽減する措置
- (※2) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者でかつ後期高齢者医療制度へ移行した後も継続して移行時と同一の世帯に属する者

(厚生労働省作成資料一部加工)